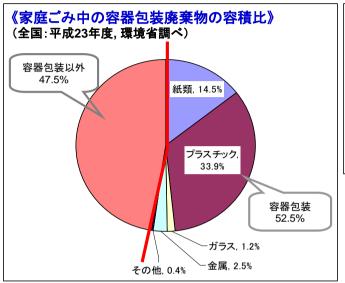
容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)の概要 [平成9年4月施行]

この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定するものであり、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図ることを目的としている。

(無色・茶色・その他)



《都道府県の役割》

- 区市町村に対する技術的援助(法第6条第2項)
- 国の施策に準じて、容器包装廃棄物の排出抑制 及び再商品化等を促進するために必要な措置を 講ずること(法第6条第3項)
- 〇 都道府県分別収集促進計画の策定(法第9条)

分別収集促進計画

容器包装リサイクル法第9条第1項に基づく法定計画 (3年に1回見直す5ヵ年計画)

■ 計画内容

- (1) 容器包装廃棄物の排出見込量
- (2) 容器包装廃棄物ごとの分別収集見込量
- (3) 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集 促進に向けた都の取組
- ⇒ 都内62区市町村が策定した分別収集計画における 分別収集見込量等をとりまとめるとともに、都として の分別収集促進のための取組を示した計画



(白色トレイ含む)

